

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 25,738円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年3月26日午後3時30分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市うれし野一丁目5番1（西ノ原中央公園地内）

(3) 事故の内容 相手方が公園内でボール遊びをしていた際、樹木の枝が折れ、頭部に落下した。

(4) 被害の程度 相手方の頭部を裂傷させた。

令和4年5月6日

ふじみ野市長 高 畑 博